

4.5 健康診査・事後指導の充実《しっかり健診》

重点課題

- 特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上
- 事後指導の充実
- がん検診の充実

行動方針

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導の着実な推進
- ◆ 人材育成の体制整備
- ◆ ホームページの活用等による受診の普及啓発
- ◆ 大阪糖尿病対策推進会議による糖尿病対策の推進
- ◆ がん検診の充実（精度管理と受診率の向上）

行動目標

	前計画策定時	中間評価	現状値	目標値 (H24)
特定健診実施率	—	—	—	70%
特定保健指導実施率	—	—	—	45%
胃がん検診受診率	35.2%	35.1%	—	50%以上
子宮がん検診受診率	28.1%	30.1%	—	50%以上
肺がん検診受診率	42.4%	46.6%	—	50%以上
乳がん検診受診率	22.4%	24.7%	—	50%以上
大腸がん検診受診率	26.9%	32.4%	—	50%以上

【特定健康診査・特定保健指導】

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40 歳から 74 歳の被保険者・被扶養者を対象とする特定健康診査・特定保健指導が医療保険者に義務づけられました。一方、生活保護受給者に対する健診や、がん検診などについては、健康増進事業として引き続き市町村が実施しています。

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見や早期治療が主な目的となっていたため、健診後の保健指導は、「要指導」の者に対して行われ、「要精検」や「要治療」となった者に対しては受診勧奨が行われました。しかし、健診の受診率が上がらなかったために早期発見や早期治療に十分つながらなかったと考えられます。

この度導入された特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、特定健康診査により対象者を発見し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的としています。

これにより、40 歳から 74 歳までの人に対し、健康管理の基盤が強化され、

健康格差の是正にもつながることが期待されます。

なお、特定保健指導はいわゆる肥満の人のみを対象としていますが、肥満でない人でも血圧が高めであるとか血糖値が高めで、近い将来、高血圧や糖尿病、脳血管疾患や虚血性心疾患になる危険性を有している人が相当数存在するものと想定されます。市町村は健康増進事業として、そういった人たちへの保健指導を実施し、府は技術的助言を行っていきます。

◆ 特定健康診査・特定保健指導の着実な推進

① 特定健康診査受診率の向上

特定健康診査の受診率向上を図るには、府民が健康づくりのため、生活習慣等に対する意識を変えることが必要です。

このため府は、健診データの分析結果など特定健康診査に関する情報提供を積極的に行い、特定健康診査受診率の向上につなげていきます。

② 効果的・効率的な特定保健指導の実施

平成 24 年度末にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者・予備群を 10%減少するためには、医療保険者は効果的・効率的な特定保健指導を実施する必要があります。

そのため府は、特定保健指導を実施する市町村の保健師等を対象とした研修会の開催など、人材養成に取り組めます。

また、市町村を中心とした効果的な保健指導プログラムの研究・開発等の取組に対し技術的支援を行うとともに、地域・職域連携推進協議会を通じて、市町村以外の医療保険者等にも情報を提供していきます。

③ 特定保健指導の対象とならない人への対応

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者・予備群に該当する人を発見し、特定保健指導につなげることが主な目的ですが、特定健康診査の結果、特定保健指導に該当しない人の中にも、高血圧や高血糖などのリスクを有し、生活習慣を改善すべき人が含まれるものと想定されます。

このため、特定健康診査の結果に異常がない人も含め、特定保健指導の対象とならなかった人に対しても、各人に応じた保健指導を実施していく必要があると考えます。

そのため、(社)大阪府医師会と連携し、医師会に属する医療機関で特定健康診査を受診した人全員に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に該当する、しないにかかわらず、保健指導を実施することとしています。

また、特定保健指導に該当しないが生活習慣を改善すべき人への保健指導のあり方などについて検討を進め、市町村が行う生活習慣の改善を図るための、効果的・効率的な保健指導につなげていきます。

◆ 人材育成の体制整備

府は、健康づくりの拠点施設である大阪府立健康科学センター、大阪府こころの健康総合センター、大阪府立成人病センターが長年蓄積してきた研究成果を基に開発した科学的・実践的な技法とともに、国が示した特定健康診査・特定保健指導に関する人材研修ガイドラインを踏まえて、特定健康診査・特定保健指導に従事する者に対して研修を行い、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる人材を育成していきます。

また、地域の医療関係団体、教育機関等の協力を得て、研修を行う講師等を確保するとともに、府が実施する研修会と保険者協議会、医療関係団体等が実施する研修の開催日が重ならないよう、研修を行う団体間の調整を行うなど、人材育成の体制整備を図っていきます。

◆ ホームページの活用等による受診の普及啓発

府は、行動科学等の科学的知見に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防や生活習慣改善に向けての情報を、大阪府立健康科学センター等のホームページで提供していますが、併せて、特定健康診査・特定保健指導に関する情報を充実することにより、特定健康診査等への受診勧奨を進めていきます。

また、府は特定健康診査等の対象とならない40歳未満の人たちに対しても、それらの人たちが多く集まる機会を捉えて、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防に関する健康教育を引き続き行っていきます。

◆ 大阪糖尿病対策推進会議による糖尿病対策の推進

（社）大阪府医師会は、糖尿病学会・糖尿病協会、行政等により構成される大阪糖尿病対策推進会議を中心に糖尿病対策を推進していきます。

【がん検診】

◆ がん検診の充実（精度管理と受診率の向上）

がんによる死亡者の減少を図るため、がん検診の①精度管理の実施、②普及・啓発、③受診率の向上を行い、がんの早期発見・早期治療を推進します。

特に、がんの早期発見のためには、がん検診の手法や技術等の水準を一定に、

かつ高く保つ必要があることから、実施されるがん検診が有効かつ効果的に行われるよう、実施体制の充実や十分な経験を有する医療従事者の育成・確保等を図っていきます。

① 有効性の確認されたがん検診の実施体制の整備・充実

1) 有効性の確認されたがん検診の提供

市町村やがん検診を実施する医療機関等をはじめとする検診実施者（以下「検診実施者」という。）は、検診精度の維持・向上に努め、精度管理の行き届いた有効性の確認されたがん検診を提供していきます。

2) 検診実施者相互の連携によるがん検診結果等の把握

府は、検診実施者が円滑にがん検診の精度管理ができるよう、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成18年4月改正厚生労働省）に沿って、個人情報の取扱いに留意しながら、がん検診の受診状況及び検診結果を漏れなく把握できる連携体制を検討します。

3) 十分な経験を有する医療従事者の育成

府は、関係団体等と連携し、健康診査管理指導等指針に基づくがん検診従事者講習会や、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会講習会等の開催により、医療従事者を育成していきます。

② がん検診受診の効果的な広報活動の実施

府は、府民をはじめ、市町村や医療機関、がん検診従事者等が必要とする情報が、関係者に正しく内容が伝わるよう普及・啓発活動に努めます。

また、市町村の普及・啓発活動に対して情報提供や技術支援を行い、府域全体で効果的な普及・啓発活動が行われるよう努めます。

③ 効果的な受診啓発等

1) 受診対象者の把握

府は、市町村が受診対象者数を正しく把握するため、その効果的な手法を検討するとともに、医療保険者等が実施するがん検診受診者数についても、把握する手法を検討します。

また、その検討した手法については、市町村の導入を促進します。

2) 効果的な受診勧奨

府は、受診対象者のデータベースシステム構築など、市町村が実施するがん検診受診率を向上させる受診勧奨のための取組みへの支援策を講じます。

3) 利便性を考慮した受診機会の提供

検診実施者は、府民の利便性を考慮し、休日や夜間にごがん検診を実施するなど、受診しやすい環境の整備に努めるものとします。

4) 医療保険者との連携

府は、がん検診について、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に併せて実施するなど、医療保険者と連携した受診しやすい実施方法を検討していきます。